

平成 31 年 3 月 上田市地域防災計画の一部修正について（概要）

1 修正の趣旨

平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び平成 30 年 1 月～2 月の大雪を踏まえた、国の防災基本計画の修正(平成 30 年 6 月)及び長野県地域防災計画の修正、また、平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震を踏まえた長野県地域防災計画の修正(平成 31 年 1 月)等を踏まえ、上田市地域防災計画を一部修正するものです。

2 主な修正点

<p>(1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた国・県に準ずる修正</p>	<p>ア 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における、過去の浸水実績等の住民等へ周知について（風水 2 章 1 節） イ 洪水予報河川以外の河川等において、必要に応じて避難勧告等の発令基準の策定を行う。（風水 2 章 2 節） ウ 流木災害が発生するおそれのある森林の流木対策の推進について（風水 2 章 1 節） エ 非常時持出物として、携帯電話用モバイルバッテリーを追加（風水 2 章 11 節） オ 初期対応に必要な食料品等の備蓄について（風水 2 章 14 節） カ 住民の事前避難のための施設の開放、周知徹底について（風水 3 章 1 節） キ 道路が途絶する場合等では、指定避難所を開設しないことがあることについて（風水 3 章 12 節）(震災 3 章 11 節)</p>
<p>(2) 平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた国・県に準ずる修正</p>	<p>ア 集中的な大雪時における道路ネットワーク全体への影響を最小限とするための計画について 集中的な大雪時における、道路利用の知識の普及啓発について（雪害 1 章 1 節） イ 雪害が発生した場合の住民の避難誘導について、道路管理者と市が行うことについて（雪害 2 章 1 節）</p>
<p>(3) 平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震を踏まえた県に準ずる修正</p>	<p>ア 発電所等の被災により電力が供給できない場合における節電の呼びかけなどについて（風水 3 章 22 節） イ 非常時持出物として、携帯電話用モバイルバッテリーを追加することについて（震災 2 章 10 節）</p>
<p>(4) 国土交通省の防災業務計画を踏まえた国・県に準ずる修正</p>	<p>ア 北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して行う指導などについて（鉄道 1 章 2～6 節）(鉄道 2 章 1～5 節)</p>
<p>(5) その他</p>	<p>ア 避難所の名称変更に伴う新たな名称への変更（風水 2 章 9 節ほか） イ 企業防災における 自然災害リスクマネジメントの実施などについて（風水 2 章 37 節）(震災 2 章 37 節） ウ 災害時の外国人旅行者避難誘導體制として非常用電源の確保などについて（風水 2 章 41 節、風水 3 章 42 節ほか） エ 市の組織体制変更に伴う災害対策本部組織の変更について（風水 3 章 3 節） オ 外国籍市民などへの情報提供などを行うための災害多言語支援センター設置について（風水 3 章 9 節） カ 原子力災害発災時における複合災害時の避難行動の基本などについて（原子 2 章）</p>
<p>(6) 資料編の修正</p>	<p>ア 指定緊急避難場所とその災害種別等の変更、第一次避難場所の追加（4 避難場所） イ 要配慮者利用施設の更新（2 章 8、9） ウ 災害時応援協定の追加（3 章 12）</p>

3 修正内容

(1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた国・県に準ずる修正

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	風水 2 章 1 節	浸水実績等の住民等へ周知について	追加	洪水予報河川（千曲川）、水位周知河川（依田川、神川、浦野川）以外の中小河川において、過去の浸水実績等を住民等へ周知することを追加する。	資料 1-1 P5
イ	風水 2 章 2 節	避難勧告等の発令基準の策定を行う。	追加	洪水予報河川等及び水位周知下水道、それら以外で氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した河川等において、具体的な避難勧告等の発令基準を設定することを追加する。	資料 1-1 P6
ウ	風水 2 章 1 節	森林の流木対策の推進について	追加	流木災害が発生するおそれのある森林において、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することを追加する。	資料 1-1 P5
エ	風水 2 章 11 節	非常時持出物について	追加	指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオの他に、携帯電話用モバイルバッテリーを追加する。	資料 1-1 P11
オ	風水 2 章 14 節	食料品等の備蓄について	追加	食料品等の備蓄計画において、初期対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、その性格により集中又は分散備蓄に配慮することなどを追加する。	資料 1-1 P13
カ	風水 3 章 1 節	住民の事前避難のための施設の開放、周知徹底について	追加	地域住民等の事前避難が必要な場合には、必要に応じ避難するための施設を開放し、周知徹底を図ることを追加する。	資料 1-1 P17

(2) 平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた国・県に準ずる修正

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	雪害 1 章 1 節	集中的な大雪時の対策について	追加	大雪時に道路ネットワーク全体への影響を最小限とするため、道路の拡幅や待避所等の整備、予防的な通行規制、集中的な除雪作業、地域に必要な除雪体制確保の課題への対応などに努めることを追加する。 また、集中的な大雪が予想される場合は、不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことを追加する。	資料 1-5 P1
イ	雪害 2 章 1 節	雪害が発生した場合の住民の避難誘導について	追加	道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定すること、また、市は地域住民等の事前避難が必要と判断される場合、避難施設を開放することなどを追加する。	資料 1-5 P2

(3) 平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震を踏まえた県に準ずる修正

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	風水 3 章 22 節	節電の呼びかけなどについて	追加	発電所等の被災により、電力供給できない見込みの場合に節電の呼びかけを行うこと、また、電力供給機関は、十分電力が供給できない見込みの場合に、市への情報提供と節電の協力要請を行うことなどを追加する。	資料 1-1 P38
イ	震災 2 章 10 節	非常時持出物の追加について	追加	指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオの他に、携帯電話用モバイルバッテリーを追加する。	資料 1-2 P5

(4) 国土交通省の防災業務計画を踏まえた国・県に準ずる修正

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	鉄道 1 章 2 節	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して行う指導などについて	追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、異常時の列車防護、無線などの防護用具の整備等に努めるとともに、建築限界の確保等、運行管理体制の充実に努めるよう指導する。また、鉄軌道保全のため、トンネル等の点検、積雪等に対する防災体制の確認等に努めるとともに、災害により運転に支障が生ずるおそれのあるときは、路線監視に努めるよう指導することなどを追加する。	資料 1-5 P3
	鉄道 1 章 3 節		追加	北陸信越運輸局は、新技術の検査機器を導入し、車両の検査精度向上を図るとともに、故障データ等の分析から故障等の予防を図ることを追加する。	資料 1-5 P3
	鉄道 1 章 4 節		追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制等で教育成果向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的実施に努めるよう指導することを追加する。	資料 1-5 P4
	鉄道 1 章 5 節		追加	北陸信越運輸局は、夜間休日を問わない情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報分析する人材育成等を図る。鉄道事業者に措置電話等の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者には衛星携帯電話の導入等に対応するよう指導することなどを追加する。	資料 1-5 P4
	鉄道 1 章 6 節		追加	北陸信越運輸局は、事故発生後、原因究明に必要な車両等における運輸安全委員会が行う調査を支援することを追加する。	資料 1-5 P5
	鉄道 2 章 1 節		追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、発災後速やかに、対策本部の設置等の体制をとるよう指導することを追加する。	資料 1-5 P1
	鉄道 2 章 2 節		追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、発災後速やかに乗客避難、復旧見通しの情報提供等に努めるよう指導するとともに、鉄道施設等の被害状況の早急な把握、迅速な応急復旧を行わせることを追加する。	資料 1-5 P6
	鉄道 2 章 3 節		追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、事故災害直後の負傷者救助、初期消火活動等、それらの実施機関への協力を努めるよう指導することを追加する。	資料 1-5 P7
	鉄道 2 章 4 節		追加	北陸信越運輸局が鉄道事業者に対して、事故災害直後の代替交通手段の確保、被災しない鉄道軌道事業者による代替輸送への協力を努めるよう指導することを追加する。	資料 1-5 P7
	鉄道 2 章 5 節		追加	北陸信越運輸局は、乗客の被災者等への情報提供支援等への体制整備、支援に携わる職員の教育訓練、関係機関等とのネットワーク形成等を図るものとする。また、鉄道事業者には二次災害の危険性の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報等を講ずるよう指導するとともに、運行状況等について被災者等から問合せがあった場合は、窓口等を通じて情報提供に努めることなどを追加する。	資料 1-5 P8

(5) その他

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	風水 2 章 9 節 ほか	避難所の名称変更	変更	国の防災基本計画に合わせて以下のように変更する。 避難場所 指定避難所	資料 1-1 P9 ほか
イ	風水 2 章 37 節 震災 2 章 37 節	企業防災について	追加	企業は、防災活動推進のため自然災害リスクの把握とリスクに応じたマネジメントの実施に努めるものとするなどを追加する。	資料 1-1 P15 資料 1-2 P9
ウ	風水 2 章 41 節 風水 3 章 42 節 火山 2 章 41 節 火山 3 章 41 節 ほか	災害時の外国人旅行者避難誘導體制について	追加	外国人旅行者への災害対策として、観光案内所への非常用電源の確保と発災時におけるその供給について追加する。	資料 1-1 P16 資料 1-1 P41 資料 1-3 P11 資料 1-3 P19
エ	風水 3 章 3 節	市の組織体制変更に伴う災害対策本部組織の変更について	変更	新旧対照表のとおり	資料 1-1 P18～23
オ	風水 3 章 9 節	災害多言語支援センター設置について	追加	外国籍市民等に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援等を行うための災害多言語支援センターの設置について追加する。	資料 1-1 P27
カ	原子 2 章	原子力災害発災時における複合災害時の避難行動について	変更	複合災害が発生した場合においても、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを記載する。	資料 1-4 P3

(6) 資料編の修正

	編・章・節	修正項目	方法	内 容	資料頁
ア	4 避難場所	指定緊急避難場所とその災害種別等の修正、第一次避難場所の追加	修正	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所の変更（神川地区公民館・神川保育園、菅平高原アリーナ） 指定緊急避難場所の災害種別等の変更（長野大、相模閣、丸子中央小、北小、上田城跡公園体育館、上田西高、東塩田小、東塩田保、丸子北小、東内保一帯） 第一次避難場所の変更等（下川原柳町自治会（中央公民館）、柳町自治会（勤労者福祉センター、清明小体育館）、上長瀬自治会（練合公民館を追加）、下長瀬自治会（宮原公民館、東街道公民館、北街道公民館、向陽院、塩川小、狐塚公民館、東組公民館、権現公民館を追加） 	資料 1-6 P1～3
イ	2 章 8、9	要配慮者利用施設の追加	追加	新旧対照表のとおり（土砂災害警戒区域内 15 箇所、浸水想定区域内 14 箇所）	資料 1-6 P6～8
ウ	3 章 12	災害時応援協定の追加	追加	新旧対照表のとおり（追加 1 件（上小生コン事業協同組合））	資料 1-6 P9～11

